

件名	愛媛県個人番号の利用に関する条例
主管課	市町振興課
根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)
<p>【制定の概要】</p> <p>1 制定理由</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）の一部が施行されることに伴い、同法第9条第2項の規定に基づき、マイナンバーの利用に関する条例を制定しようとするものである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○マイナンバー法 第9条第2項</p> <p>地方公共団体の長その他の執行機関は、・・・社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて<u>条例で定めるもの</u>の処理に関して・・・個人番号を利用することができる。</p> </div> <p>2 条例の概要</p> <p><u>マイナンバー法に規定されている事務に加え、下記の8つの事務（6事例）についても、マイナンバーを利用することができる事務に追加</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 低所得世帯の（県立・私立）高等学校の生徒の保護者に対して、授業料以外の学費（教科書、教材費等）に充当するための給付金を支給する事務 ② 高等学校等を中途退学した者が再び（県立・私立）高等学校等で学び直す場合の就学支援金を補助する事務 ③ 生活に困窮する外国籍の者に対する生活保護に関する事務 ④ ひとり親家庭の親が受講する高等学校卒業程度認定試験の対策講座の費用を支給する事務 ⑤ 学校保健安全法による医療の費用の補助に併せて実施する学校給食費を支給する事務 ⑥ 特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務 <p>※①及び②は県立・私立学校があるため2事務でカウント</p>	
施行日	平成28年1月1日
<p>【その他参考事項】</p>	